

地域安全まちづくり審議会「第2回企画部会」議事要旨

1 日時

平成18年7月19日（水）19：00～21：10

2 場所

ひょうご女性交流館501会議室

3 出席者

委員

池田委員（代理：森県経営者協会常務理事）、井上委員、岡委員（代理：伊窪神戸市立名倉小学校校長）、瀬渡委員、高田委員、山下委員

県側

木村地域協働局長、藤原地域安全課長、武井住宅計画課長ほか幹事課室等

4 主な発言内容

（指針の概要について）

- ・ 指針策定の考え方は、コミュニティに外部から不審者が侵入し、犯罪を起こすことを前提としているように読める。最近発生した、子どもをターゲットとした事件では、地域内の人間関係の中で発生している。この4指針は、そういった事件に対しても対応できるのか疑問に感じた。
- ・ これら指針は、日常的に犯罪の機会を無くし、又は少なくして、犯罪被害に遭わないようにする犯罪機会論の考え方にのっとり、防犯環境を整えるための手法として、検討されているのだと思う。
また、犯罪原因論の考え方に基づき、犯罪者を生まない、犯罪が起こった時の横の連絡といったことを考えることも非常に大事なことである。

（子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針骨子案について）

- ・ 最近、各地の警察などで、保護者等の携帯電話に不審者情報を流しているが、こういった情報が多量に流れると、かえって不安感を高めてしまうという意見もある。最初の不審者情報の後、どうなったのかを改めて流すことも検討する必要がある。
- ・ 不審者に対する対応ばかりではなく、身近な大人への対応について、難しいとは思いますが、これらも含めて「3 安全教育の充実」の中で対応してもらえればと思う。
- ・ 地域による子育て支援といったネットワークづくりなどのシステムとうまく連携して、地域力を発揮させていくことが大切である。
- ・ 子どもを対象とした略取誘拐事件の多くが自宅から100メートル以内で発生していることにも配慮して、指針の趣旨を周知していくことが必要である。

- ・ 各主体の活動は、単独で成り立つものではなく相互に連携し合い、地域で一緒になって考えることが必要であるが、この指針には、そのようなニュアンスが直接出ていない。そのような点を踏まえ、指針の内容を検討すべきである。
- ・ 子どもの下校時間帯における地域での見守りは難しいところがあり、学校や保護者のみで対応しきれるものではない。学校、保護者、地域が、できるだけ細かなところまで目を行き渡らせるための「問題意識」を持って、考えていくことが大切である。

(犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針骨子案について)

- ・ 新築又は改修する場合の対応は、きめ細かくよくできていると思うが、改修のない既存住宅の場合、防犯体制といったことしか踏み込めないのかと思った。
- ・ 地域性の問題について、具体的な対策をとるには、地域や道路等の周辺環境の違いに強く影響が出てくると思われる。この指針案では、「それぞれ考えなさい」としか書いてない。この指針を必要とする人に対して、地域情報が盛り込まれ、地域性に対する考え方の違いとか、地域、場所に応じた有効なアドバイスができればと思う。
- ・ 全体的として、設備依存的に読めるところが何箇所もある。「空間の力」でどうしても対応できない部分のみ、設備の力を借りるべきである。安易に「設備の力」に依存しないことが、むしろ犯罪に強い設計計画に結びつくので、できるだけ、そういったニュアンスが出るように記述してほしい。
- ・ 一戸建ての駐車場の照明部分では、センサーライトが有効であると書いているが、共同住宅の駐車場を含めた共用部分におけるセンサーライトについて、検討願いたい。
- ・ 共同住宅の共用部分等の照明について、単に、何ルクス以上必要だと書くより、メリハリをつけ、防犯に有効な照明計画のあり方はこうだというような思想が出ている方がいい。
- ・ 団地型住宅のオープンスペースは、「空間の力」とのかかわり合いもあり、オープンスペースにメリハリがなく、領域性が欠如している部分が多い。どのようにオープンスペースの設計をするかが重要であるため、できればその部分についてももう少し強調していただければと思う。
- ・ 共同住宅、住宅地において、心理的所有感を高め、防犯意識をさらに強めるため、物の利用との関係をもう少し考慮していくことが大事である。
- ・ 建物の規模、形状に応じて、対策を考えなければならないが、建築計画として、具体的な基準を示すのは難しい。ただし、見通しも領域性と密接な関係にあり、そこが見えているかどうかということも非常に大事である。
- ・ 近代的な都市計画論に基づいて、公的な空間から私的な空間までを段階的に構成しなければならないという「段階構成論」によってつくられてきているニュータウンと、一見は段階的に構成されていない既成市街地のどちらの方が安全か、居住安定性が高いかを考えると、必ずしも、段階的にできたものが安全で居住安定性が高いとは言えない。

現在の集合住宅の作り方は、近代の都市計画論にまだまだ縛られているが、

段階構成論の欠点を、どこまで自覚して設計又は改修をしたりするかということが、領域という視点からいうと大切である。単純に段階的に行うだけではないというようなメッセージが少しあればよいと思う。

- ・ 「第5 住宅地」、「1 住宅地整備の計画」、「(2) 住宅地の全体計画」に示された、「住宅地の規模に応じて、警備員が当該住宅地内又は当該住宅地付近に常駐し、定期的に巡回するシステムの導入を検討」とあるが、本当にこういったことを推奨していくことがいいのかと、少し疑問に思う。

(犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針骨子案について)

- ・ 子どもを対象とした略取誘拐事件の発生場所は、警察庁の統計によると、圧倒的に道路が多い。道路の指針では、できる限り死角をなくし、見通しよくすることが必要だと思う。
- ・ この指針は、ひたくりなどの犯罪が起きないように、歩道と車道の境界のつくり方について示したものと思う。しかし、実際には、歩道がとれない道路がたくさんあり、歩道と車道を分離することが常にいいとも言えないので、少し書き方を工夫していただきたい。
- ・ この指針についても、指針をどのように受けとめてもらい、どういった事柄に配慮してもらおうのかといったところの工夫が必要だと思う。しかしながら、基本的な公共行政としての道路、公園と、どちらかといえば民に近い駐車場、駐輪場の受けとめ方は違うため、指針の普及方法についても工夫が必要だと思う。
- ・ 「第3 地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり」の中で、「ウ 電球の球切れ等、施設内の維持管理上の問題・・・」とあるが、少なくともかぎ括弧で書かない方がいいと思う。このように書くと、これ自体が抑止力につながるという意味で書かれているように思うので、実質的に電球が替えられるように書けばいい。
- ・ 電球の球切れなどへの取組は、アドプト制度も含めて、落書き消しなどと同様に、「割れ窓理論」と言われている。そういった環境のほころびのようなものを早く見つけることが、将来の犯罪被害、被害の拡大を防止することができるという考え方であり、愛着の持てる環境づくりそのものという気がする。